

社会福祉法人 天草市社会福祉協議会
非常勤役員等の報酬及び費用弁償規程

平成21年10月 9日
規程第20号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天草市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の非常勤役員等に対する報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第2条 非常勤役員等が職務のために勤務した場合は、本会会長（以下「会長」という。）が別に定める報酬と費用弁償を支給する。ただし、天草市の特別職の職員及び一般職員が非常勤役員等を兼ねる場合については、報酬は支給しない。

(旅費)

第3条 非常勤役員等が職務のために出張した場合は、会長が別に定める費用弁償を支給する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月9日から施行する。
- 2 本会非常勤役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成18年4月27日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の日の前日までに、本会非常勤役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

会長が別に定める事項

- 1 非常勤役員等とは、次の者をいう。
 - (1) 本会の全体に関する者
理事・監事・評議員等
 - (2) 事業に関する者
理事・監事・評議員以外の委員
 - (3) 各福祉圏域に関する者
各福祉圏域内で開催される委嘱された委員
- 2 報酬及び費用弁償の額
 - (1) 前項第1号に該当する額 日額報酬 6,000円
 - (2) 前項第2号に該当する額 費用弁償 3,000円
 - (3) 前項第3号に該当する額 費用弁償 2,500円
- 3 旅費については、本会旅費支給規程の定めるところにより支給する。